

カンボジア国「国道1号線（プノンペンーネアックルン間）改修計画」から  
得られた教訓事項と今後の案件審査・監理における対応について

JICAは、JICA環境社会配慮ガイドラインに従って、相手国等により以下の1～5のような措置がとられるよう支援と確認を行う。

**1. 再取得価格による補償**

非自発的住民移転に関して、相手国等による補償は、可能な限り再取得価格に基づき算定され、かつ、移転前にその支払いが行われる計画になっていること。

**2. 住民移転計画作成における事前協議及び情報公開**

住民移転計画の作成にあたり、相手国等は、事前に十分な情報を公開した上で、被影響住民とコミュニティーと協議を行っていること。また、大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、相手国等は住民移転計画を情報公開すること。

**3. 移転住民の生活水準の改善・回復**

相手国等は、生計回復支援策を実施することにより、移転住民が以前の生活水準、収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めること。

**4. 苦情処理メカニズムの整備**

相手国等は、被影響住民からの苦情に対する処理メカニズムを整備すること。

**5. 生計回復確認のためのベースライン調査・外部モニタリング**

大規模非自発的住民移転が発生する場合には、相手国等が詳細設計時にベースライン調査を実施することをJICAは要請する。また、この場合、生計回復のモニタリング段階では、相手国等が外部モニタリングを実施することをJICAは要請する。

以上